

## 焼津市乳幼児教育推進会議設置要綱

(設置)

第1条 焼津市子ども子育て支援事業計画を踏まえ、質の高い乳幼児教育を提供するために、幼稚園・保育所がそれぞれの枠にとらわれず乳幼児教育の視点において連携し、本市の乳幼児教育の推進に関する施策を総合的にかつ効果的に推進するため、焼津市乳幼児教育推進会議（以下「推進会議」という）を設置する。

(職務)

第2条 推進会議は次にあげる事項について、意見を述べる。

- (1) 乳幼児教育の推進に関する施策に関すること
- (2) 乳幼児教育の体制整備に関すること
- (3) その他乳幼児教育のあり方に関して必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、次に掲げる委員によって組織する。

- (1) 幼稚園関係者
- (2) 保育所関係者
- (3) 地域型保育施設関係者
- (4) 行政関係者
- (5) その他推進会議が必要と認めるもの

(会長等)

第4条 推進会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、こども未来部長とし、副会長は幼稚園代表者及び保育所代表者とする。
- 3 会長は会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要に応じて有識者、関係者等の出席を求め、意見等を聞くことができる。

(部会)

第6条 推進会議に、専門の事項について協議、調整等を行うため、部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、保育・幼稚園課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月30日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年5月19日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年5月19日から施行する。